

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 26 年 10 月 10 日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものの。

今般、10月14日に内閣府本府組織令等の一部を改正する政令が施行されるのに伴い、内閣府に原子力防災担当の政策統括官等が配置されることを受け、改訂。

本年11月上旬に実施予定の平成26年度原子力総合防災訓練は、本マニュアルに基づく体制で実施予定。

2. 主な改訂事項

- (1) 事故警戒本部、事故対策本部等を原子力規制委員会及び内閣府の合同本部に変更。併せて、原子力規制委員会と呼応する形で内閣府側からも本部長、事務局長を配置。
- (2) 従来、原子力規制委員会が実施していた、住民防護（避難要請、避難実施に係る総合調整等）及び事後対策の総合調整（被災者への支援等）等を内閣府において実施。
- (3) 大気中放射性物質拡散計算に係る記述を適正化。